

令和 4 年

第 2 回美濃市議会臨時会会議録

令和 4 年 5 月 11 日 開会

令和 4 年 5 月 11 日 閉会

美 濃 市 議 会

令和4年第2回美濃市議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月11日)	ページ
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
市長挨拶	3
開会・開議の宣告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
議案の説明	
承第2号・議第34号・議第35号・議第36号（副市長 堀部 勉君）	4
承第3号・承第6号・議第33号（総務部長 瀬瀬敬久君）	6
承第4号・承第5号（民生部長（福祉事務所長） 西部睦人君）	9
休憩	10
再開	10
質疑	10
委員会付託省略（承第2号から議第36号まで）	13
討論	14
議案の採決	15
休憩	16
再開	17
各常任委員会委員の選任	17
休憩	17
再開	17
議長の辞職許可について	17
議長の選挙	18
休憩	20
再開	20
副議長の選挙	20
休憩	21
再開	21

議会運営委員会委員の選任	22
休憩	22
再開	22
総合計画・地方創生特別委員会委員の選任	22
議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について	23
閉会の宣告	23
市長挨拶	23
会議録署名議員	25

美濃市告示第37号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、令和4年5月11日に令和4年第2回美濃市議会臨時会を美濃市議会議事堂に招集する。

令和4年5月2日

美濃市長 武藤鉄弘

付議事件名

- 1 専決処分の承認について
美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 1 専決処分の承認について
令和4年度美濃市一般会計補正予算（第1号）
- 1 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第2号）
- 1 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 1 美濃市職員の給与に関する条例及び美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

令和 4 年 5 月 11 日

令和 4 年第 2 回美濃市議会臨時会会議録（第 1 号）

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 4 年 5 月 11 日 (水曜日) 午前 10 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承第 2 号 専決処分の承認について
美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 第 4 承第 3 号 専決処分の承認について
美濃市税条例の一部を改正する条例について
- 第 5 承第 4 号 専決処分の承認について
美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 6 承第 5 号 専決処分の承認について
美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 7 承第 6 号 専決処分の承認について
令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議第 33 号 令和 4 年度美濃市一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 9 議第 34 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
について
- 第 10 議第 35 号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議第 36 号 美濃市職員の給与に関する条例及び美濃市一般職の任期付職員の採用等
に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 12 各常任委員会委員の選任
- 第 13 議会運営委員会委員の選任

本日の会議に付した事件

第 1 から第 13 までの各事件

(追加日程)

議長の辞職許可について

議長の選挙

副議長の選挙

総合計画・地方創生特別委員会委員の選任

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

出席議員 (13 名)

1 番	松 嶋 哲 也 君	2 番	須 田 盛 也 君
3 番	服 部 光 由 君	4 番	豊 澤 正 信 君
5 番	梅 村 辰 郎 君	6 番	永 田 知 子 君

7 番	古 田 秀 文 君	8 番	岡 部 忠 敏 君
9 番	辻 文 男 君	10 番	古 田 豊 君
11 番	太 田 照 彦 君	12 番	山 口 育 男 君
13 番	佐 藤 好 夫 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	武 藤 鉄 弘 君	副 市 長	堀 部 勉 君
教 育 長	島 田 昌 紀 君	総 務 部 長	瀬 瀬 敬 久 君
民 生 部 長 (福祉事務所長)	西 部 睦 人 君	産 業 振 興 部 長	永 田 幸 泰 君
建 設 部 長	伊 藤 篤 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	篠 田 博 史 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長	武 井 由 典 君	美 濃 病 院 事 務 局 長	林 信 一 君
民 生 部 参 事 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長	辻 幸 子 君	建 設 部 参 事 兼 都 市 整 備 課 長	島 田 勝 美 君
総 務 課 長 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	後 藤 尋 明 君		

職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	柴 田 勝 己	議 会 事 務 局 次 長	佐 藤 和 仁
議 会 事 務 局 議 事 調 査 係 長	内 藤 佳 奈 子		

○議長（佐藤好夫君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和4年第2回美濃市議会臨時会が招集されましたところ、御参集いただきまして誠にありがとうございます。どうか慎重に審議を賜りますとともに、議会の円滑なる運営に御協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策のため、議席及び執行部席を移動し、間隔を広げて着席し、場内の換気のため一部の扉を開放しています。また、議場内でのマスク着用をお願いします。

議長席、演台及び質問席にアクリル板を設置しておりますので、アクリル板の前ではマスクを外して発言することを認めます。

なお、感染予防のため、発言者ごとに職員が演台及び質問席の拭き取り消毒を行いますので、御承知をお願いします。

これより私もマスクを外して議事を進行いたします。

市長挨拶

○議長（佐藤好夫君） 開会に先立ち、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 皆さん、おはようございます。

5月に入りまして、新緑が目に見え鮮やかな季節を迎えました。日に日に暑くなっておりますけれども、クールビズになった途端に寒い朝晩が続いておりますので、体調には十分留意しなきゃならないなあと、こんな思いでございます。

本日は、令和4年第2回美濃市議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位には公私とも御多用の中、御出席を賜り誠にありがとうございます。

さて、毎年4月に市内では、伝統的な春の行事が各地域で行われているところでございますけれども、令和2年の年明けに新型コロナウイルス感染症が発見された以降、中止、延期、縮小という中で、市の代表的な美濃まつりをはじめ大矢田ひんこ祭りも3年連続で中止となりました。伝統の継承が危ぶまれていると、こんな危惧もされておるところでございます。

そんな中でありましたけれども、観光関連産業の振興並びに伝統文化の継承ということを目的といたしまして、5月3日から5月5日までの3日間、「ゴールデンウイークを盛り上げよう in うだつの町並み」と題しまして、町並みで花みこしの巡行、流し仁輪加の実演、山車の展示などを美濃花みこし連並びに市仁輪加連盟の御協力を得ながら市観光協会とも連携して開催いたしました。大変多くの方がおいでいただきまして、我々も心浮き浮きという中でこのゴールデンウイークを過ごさせていただきました。大変よかったかなあというふうに感じております。

そして、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種につきましては、65歳以上の高齢者の方々の接種はほぼ完了し、4回目のワクチンの接種を7月中旬から実施するというに向けて現在準備を進めているところでございます。若い世代の方々につきましては低調であるということから、若い皆様にはワクチンの有効性と安全性を御理解いただき、早期の接種

に御協力いただきますようお願いを申し上げます。

さて、本日の臨時会に審議をお願いいたします案件は、令和4年度一般会計補正予算など専決処分をお願いするものが5件、補正予算1件、条例改正3件の計9件でございます。

議案の内容につきましては、後ほど御説明をいたしますけれども、十二分に御審議を賜り、適切な御判断をいただきますようお願いを申し上げます、開会の御挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

開会・開議の宣告

○議長（佐藤好夫君） ただいまから令和4年第2回美濃市議会臨時会を開会し、本日の会議を開きます。

本日の日程は、さきに御通知申し上げたとおり決めました。

開会 午前10時05分

第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤好夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君の両君を指名いたします。

第2 会期の決定

○議長（佐藤好夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、この臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

第3 承第2号から第11 議第36号まで（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（佐藤好夫君） 日程第3、承第2号から日程第11、議第36号までの9案件について、日程の順序を一部変更し、一括して議題といたします。

職員の朗読を省略し、提出者の説明を求めます。

最初に、承第2号、議第34号、議第35号及び議第36号の4案件について、副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第2号並びに議第34号、議第35号、議第36号について御説明申し上げます。

最初に、承第2号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ2の議案説明資料で説明させていただきますので、1ページをお開きください。

専第3号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例につきまして、新たに市長公室

を令和4年4月1日から設置することについて、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

今回の主な改正内容は、市長の意向を各所属に確実に伝達するとともに、市全体の組織の強化を図り、職場環境の充実に取り組むために、市長の直近下位の内部組織に市長公室を設けるものでございます。

施行期日は、令和4年4月1日としております。

次に、議第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを御説明申し上げます。

赤スタンプ2の議案説明資料の15ページを御覧ください。

改正の趣旨は、人事院勧告による国家公務員の一般職の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正を踏まえ、期末手当の支給率を引き下げ、同勧告による令和3年度支給分の期末手当の引下げ相当額を令和4年6月支給分の期末手当から減額するものです。

改正の内容につきましては、本則では、期末手当の支給率を0.15月引き下げるもので、現行6月支給分を2.2月分、12月支給分2.2月分から各支給月とも0.075月分を引き下げ、それぞれ2.125月分とするものでございます。

また、附則第2項では、令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置として、令和4年6月に支給する期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の0.15月分に相当する額を減額することを規定しております。

施行期日は、令和4年6月1日としております。

次に、議第35号 美濃市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ2の議案説明資料の17ページを御覧ください。

改正の趣旨、改正内容、施行期日とも、議第34号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例と同様でございます。

続きまして、議第36号 美濃市職員の給与に関する条例及び美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

赤スタンプ2の議案説明資料の19ページを御覧ください。

改正趣旨は、さきに御説明したとおり、議第34号及び議第35号と同様ですので、説明は省略させていただきます。

改正内容は、1点目として、美濃市職員の給与に関する条例の一部改正として、期末手当の支給率を0.15月引き下げるものであります。なお、再任用職員については0.1月分の引下げとなります。

一般職は、6月支給分及び12月支給分の1.275月分から各支給月とも0.075月ずつ引き下げ、それぞれ1.2月分とし、特定管理職員は6月の支給分及び12月支給分の1.075月分から各支給月とも0.075月分ずつを引き下げ、それぞれ1.0月分とするものでございます。

再任用職員につきましては、一般職が6月及び12月の支給分0.725月分からそれぞれ0.05月分引き下げ、各支給月とも0.675月分とし、特定管理職員については、6月及び12月支給分を0.625月分から0.05月分引き下げ、各支給月とも0.575月分とするものです。

20ページをお開きください。

2点目は、美濃市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正で、特定任期付職員について、6月及び12月支給分を1.675月分からそれぞれ0.05月分引き下げ、各支給月とも1.625月分とするものです。

3点目は、議第34号及び議第35号と同様に、令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置で、令和4年6月に支給する期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当について、再任用職員以外の職員は0.15月分、再任用職員は0.1月分に相当する額を減額することを附則第2条において規定しています。

4点目は、美濃市フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の改正で、職員の給与に関する条例の規定を準用するフルタイム会計年度任用職員の期末手当については、令和4年6月支給分の期末手当に関する特例措置を適用除外することを附則第3条で規定しております。

施行期日は、令和4年6月1日としております。

以上で、承第2号並びに議第34号、議第35号、議第36号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、承第3号、承第6号及び議第33号の3案件について、総務部長 瀨瀬敬久君。

○総務部長（瀨瀬敬久君） 皆さん、おはようございます。

それでは、承第3号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番の議案集では3ページから6ページでございますが、赤スタンプ2番の議案説明資料にて御説明をさせていただきますので、議案説明資料の3ページをお開きください。

専第4号 美濃市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、4月1日から施行が必要であった規定について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

条例改正の主な内容につきまして、1点目は、土地に係る固定資産税等の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準の上昇幅を2.5%とするもの。

2点目は、貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の割合を新たに定めるほか、下水道の除害施設に係る固定資産税の課税標準を改正するものでございます。

それでは、改正内容の詳細につきまして、議案説明資料の条例新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正部分は下線部分となりますので、御覧をいただきたいと思ひます。

なお、引用法令の改正によります文言整理、あるいは条項番号の変更につきましては、説明を省略させていただきますのでよろしくお願ひをいたします。

4 ページの第33条の4、第47条の改正につきましては、文言整理と条項番号の変更でございますので説明を省略させていただきます。

次に、5 ページの附則につきまして、第8条の2第2項から次ページの第17項までは固定資産税の負担軽減に関するもので、第2項につきましては、下水道の排水区域内で新たに設けられる除害施設について、課税標準の価格に5分の4を乗じて得た額とするものであります。

6 ページの第15項につきましては、特定都市河川浸水被害対策法の改正に伴い新たに規定するもので、河川の氾濫に伴い、一時的に水や雨水を貯留する土地として指定される貯留機能保全区域について、その土地に係る固定資産税の課税標準を価格に4分の3を乗じて得た額とするものであります。

7 ページの第10条につきましては、固定資産税の負担調整措置について、令和4年度に限り、商業地等の税額の上昇幅を現行の5%から2.5%とするものであります。

8 ページの第12条の2の2につきましては、先ほどの貯留機能保全区域について、都市計画税の課税標準を固定資産税と同様に価格に4分の3を乗じて得た額とするものであります。

第12条の4につきましては、都市計画税の負担調整措置について、固定資産税と同様に令和4年度に限り、商業地等の税額の上昇幅を現行の5%から2.5%分とするものであります。

9 ページの第12条の11、第12条の12につきましては、文言整理、条項番号の変更につき、説明を省略させていただきます。

附則につきましては、赤スタンプ1、議案集の5ページをお開きください。

第1条で、施行日を令和4年4月1日と定め、第2条で本改正に伴う経過措置を定めております。

以上で、承第3号 専決処分の承認についての説明を終わります。

続きまして、承第6号 専決処分の承認について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の14ページをお開きください。

専第7号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第1号）につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、本年4月12日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認をお願いするものでございます。

当補正は、長期にわたる新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・縮小を余儀なくされた貴重な観光資源でもある祭礼行事の再開・継続を支援し、観光客の誘客を図るため、美濃まつりで催行される花みこし等の行事を実施するため補正を行ったものでございます。

第1条は、予算総額に歳入歳出それぞれ380万円を追加し、補正後の予算総額を98億7,880万円としたものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算の金額は、15ページの「第1表 歳

入歳出予算補正」のとおりでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明をいたしますので、16ページをお開きください。
歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表により御説明をいたします。

7款 商工費は380万円を増額し、補正後の額を3億7,260万6,000円とするもので、内訳は美濃市観光協会補助経費で、ゴールデンウィーク中に実施したイベント事業への補助金であります。

以上、補正総額380万円の財源は全て国県支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

17ページ以降につきましては説明を省略させていただきまして、以上で承第6号 専決処分の承認についての説明を終わります。

続きまして、議第33号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集の20ページをお開きください。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策等に係る事業実施のため補正を行うものでございます。

第1条は、予算の総額に歳入歳出それぞれ6,867万円を増額し、補正後の予算の総額を99億4,747万円とするものでございます。

補正をいたします款項の区分、補正額、補正後の予算額は、21ページの「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

第2条は、債務負担行為の補正で、「第2表 債務負担行為補正」によるものでございます。

それでは、補正の内容について御説明をいたしますので、22ページを御覧ください。

第2表の債務負担行為補正につきましては、原油等価格高騰対応利子補給補助事業を新たに追加するもので、期間、限度額を定めております。

次に、歳入歳出予算補正の内容につきまして説明をいたしますので、23ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳出の表によりまして、歳入も併せて御説明を申し上げます。

2款 総務費は1,577万円を増額し、補正後の額を11億3,017万円とするもので、内訳は、A I 運行システム導入経費として乗り合わせタクシー運行経費1,177万円、移住・定住を促進する新次元の地方分散による地域活性化プロジェクト事業400万円で、財源はデジタル田園都市国家構想推進交付金等の国県支出金1,259万3,000円、一般財源317万7,000円でございます。

7款 商工費は5,290万円を増額し、補正後の額を4億2,550万6,000円とするもので、内訳は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民、事業者を支援するもので、原油等価格高騰対応利子補給補助事業1,230万円、家庭用灯油配達料等助成事業に600万円、宿泊応援

事業2,000万円、料理旅館事業継続支援補助事業360万円、滞在型観光を支援するための美濃市観光協会補助経費1,100万円であります。財源は全て国県支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

以上、今回の補正総額は6,867万円で、財源は国県支出金6,549万3,000円、一般財源317万7,000円でございます。

なお、24ページ以降の説明は省略させていただきまして、以上で議第33号の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐藤好夫君） 次に、承第4号及び承第5号の2案件について、民生部長 西部睦人君。

○民生部長（福祉事務所長）（西部睦人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、最初に承第4号 専決処分の承認について御説明申し上げます。

赤スタンプ1番、議案集7ページからと、赤スタンプ2番、議案説明資料10ページからを御覧ください。

専第5号 美濃市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法施行令の改正に伴う国民健康保険税の課税限度額の引上げを行うため、また国からの財政支援の継続を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響により収入減少が見込まれる被保険者等の国民健康保険税の減免を引き続き実施するため、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

内容は、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「63万円」から「65万円」に、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「19万円」から「20万円」に引き上げるもの、及び昨年度実施しました新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づく国民健康保険税の減免につきまして、対象を令和3年度分及び4年度分とするものです。

議案集8ページを御覧ください。

附則において、この改正条例の施行日を第1項で令和4年4月1日からと定め、第2項では適用区分を令和4年度以降の国民健康保険税としており、経過措置として、改正前の申請については、従前の例によるものとしております。

これで承第4号の説明を終わります。

続きまして、承第5号 専決処分の承認について御説明いたします。

赤スタンプ1番、議案集の9ページからと、赤スタンプ2番、議案説明資料の13ページからを御覧ください。

専第6号 美濃市介護保険条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げ、御承認をお願いするものでございます。

内容は、65歳以上である第1号被保険者の介護保険料について、コロナウイルス感染症の影響による減免対象を令和3年度分及び4年度分とするものです。

次に、議案集10ページを御覧ください。

附則では、この改正条例の施行日を第1項で令和4年4月1日からと定め、第2項では経過措置として、改正前の申請については、従前の例によるものとしています。

以上で承第4号及び承第5号の専決処分の承認についての説明を終わります。御承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 以上で9案件の説明は終わりました。

なお、本議案の質疑及び討論の通告は休憩中に事務局へ御提出ください。

これより、議案精読のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時37分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑を行います。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。

最初に、9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 皆さん、おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、質疑を2点行わせていただきます。

最初に、承第2号 専決処分の承認について、ここでは地方自治法第179条第1項の規定によりとありますけれども、第1項のどの内容に相当するのか。ここでは、1つ、議会が成立しないとき、2. 法第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、3. 長が議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるとき、4. 議会が議決すべき事件を議決しないときというふうに規定されておりますけれども、この中のどの内容に相当するのかということをお聞かせいただきたいと思ひます。

2点目は、専第3号 美濃市内部組織設置条例の一部を改正する条例について、この中で、秘書課を市長公室に改めとあります。第1条、第2条ともに秘書課を市長公室に改めというところになっておりますが、秘書課を市長公室に改める理由は何かをお聞かせいただきたい。

以上2点でございます。副市長、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤好夫君） 副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） それでは、1点目の地方自治法第179条第1項の規定とあるが、どの規定に相当するのかということでございますが、内示から4月1日人事配置まで時間がございません。それで、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的な余裕がないことが明らかであると認めるときに相当すると考えております。

2点目の秘書課を市長公室に改める理由は何かということでございますが、これは先ほど説明をいたしました、もう一回説明をさせていただきます。

市長の意向を各所属に確実に伝達するとともに、職場環境の充実に取り組むため、市長の

直近下位の人事担当部署として市長公室を設け、部長級として市長公室長を配置するものでございます。

なお、今年の3月でございますが、年度末でございますが、人事に関する不祥事件もございましたし、外部から職員とその家族に脅迫事件という事案もございました。そういったところに迅速に対応するためにも市長公室を設け、部長級の職員を配置するものでございます。以上でございます。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 再質疑ということでお願いします。

今の2番目の内部組織設置条例の一部を改正する条例の中で、市長公室というものを設置して部長級の管理者を置くという説明でありましたけれども、内容的には、職務分掌のところは変わっていないわけですね。

課長職を部長職にするということ、市長の意向を確実に伝えたり、統制をしっかりとできるということなんですけれども、これは職でやるというよりも、今まで課長でそれをずっとやってきたわけですから、そこにあえて部にする、あるいは課が増えたことによって、課を統括する意味での部を設置するというのが理にかなっているんじゃないかなと思うんですが、秘書課しかないのにそこが市長公室になるというのは、そこまでの設置が必要なのかなというふうに思うんですけれども、その辺りについてはどうですか。

○議長（佐藤好夫君） 副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 課長職と部長職と言われましたけれども、私も副市長になって2年たちまして、市長の職務に関することとか副市長の職務に関することを直接秘書課長に指示するわけでございますが、秘書課長として、また部長にそれを指示していろいろ協議とか検討するわけでございますが、どうしてもそのときに、課長が部長に伝達していくというのは非常に問題もございまして、いろんな先ほどの職員の不祥事件でございまして、外部によるそういう脅迫事件等ございましたときに、職員を守るとか、それから正しい情報を伝達するときに、やはり市長公室長をつくりまして、部長級の職員が適切に対応することがベストだと思っております。以上です。

[9番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 部長じゃないとなかなか対等の部長と話ができないとかそういうようなニュアンスでお聞きしたんですけれども、実際に職制上の位置づけから見ますと、みんな並列で各部と同じように秘書課がありまして、しかも例えば地方自治法第158条の内部組織の編成というような辺りを見ていきますと、やはり長の直近下位の内部組織という形に配置がされていきますと、上司は全て市長になっておりまして、その市長から命を受けてそれなりの職務をしているということなので、逆に職員さん同士は部長であったり課長であったりというところの付度というか、やりにくさは出るかも分かりませんが、庁内全体の組

織としては、やはり職務の分掌の中にあるものを全うしていけば、職位というか役職にはそんなに関係ないんじゃないかなあと思うのが普通だと思うんですけど、その辺りはどうですか。

○議長（佐藤好夫君） 副市長 堀部勉君。

○副市長（堀部 勉君） 今言われましたこととちょっと見解の相違がございますが、やはり市長は、直近の市長公室長でございますけれども、4月からは幹部会議として、今までは部長会議でございましたが、部長会議では駄目だということで、この条例制定をいたしましたし、幹部会議ということで、幹部の中でいろいろと検討すると。決して市長が全て決めるわけではありませんので、あくまでも幹部会議という、4月1日から新しい会議ができましたので、その会議におきまして、全て政策決定はしていきたいと。最終的には市長が判断いたしますけれども、そういった組織体系になっておりますので、決して今辻議員が言われるように、市長が全て思うようにやるとか、そういう組織ではございませんのでよろしくお願い致します。以上です。

○9番（辻 文男君） 3回までということなんで、これで終わります。ありがとうございます。

○議長（佐藤好夫君） 次に、2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 皆さん、おはようございます。

議長より発言のお許しをいただきましたので、発言通告に従いまして質疑を行います。

議第33号 令和4年度美濃市一般会計補正予算（第2号）、商工振興費における家庭用灯油配達料等助成事業について、この助成事業には基準があると思いますが、その基準と、その基準を設けられた根拠についてはどのようなか、産業振興部長に具体的な答弁を求めたいと思います。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの質疑、家庭用灯油配達料等助成事業に関して、基準と根拠ということに関してお答えをさせていただきます。

基準といいますか、助成事業の内容でございますが、対象者は75歳以上の高齢者世帯、助成額は3,000円という内容でございます。

それぞれの根拠でございますけれども、対象者を75歳以上の高齢者世帯としましたのは、家屋の給湯施設が灯油ボイラーであること、またその灯油を購入するため、体力的に灯油配達に頼らざるを得ないことが比較的多いと思われる年代として、75歳以上のみの方の世帯を想定いたしました。

次に、助成を3,000円とした根拠でございますが、これは販売店様への調査によりまして、灯油の店頭価格と配達価格の差額が1リッター当たり約10円程度であったこと、また家庭での夏場の消費量につきましては、1世帯1か月平均50リッターということでございまして、6か月分の300リッター分ということで3,000円といたしました。

[2番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 2番 須田盛也君。

○2番（須田盛也君） 丁寧な答弁、ありがとうございました。

では、私の質問は以上をもって終わります。

○議長（佐藤好夫君） 次に、6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 皆さん、おはようございます。

私は、発言通告に従いまして質疑を行います。

議第33号 令和4年美濃市一般会計補正予算（第2号）、款7 商工費、項1 商工費、3目 観光費、美濃市観光協会補助経費について質疑を行います。

美濃市観光協会補助事業の内容に基づく安全対策はどのようになっているのか、説明をお願いします。

○議長（佐藤好夫君） 産業振興部長 永田幸泰君。

○産業振興部長（永田幸泰君） ただいまの安全対策についてという質疑についてお答えをさせていただきます。

内容につきましては、適正な事業者への委託、また対人・対物損害賠償保険の加入、また事前の除草を行うということとなっております。

なお、詳細については5月2日の全員協議会資料を御覧ください。よろしくお願いたします。

[6番議員挙手]

○議長（佐藤好夫君） 6番 永田知子君。

○6番（永田知子君） 全員協議会で受けた説明そのものかもしれませんが、結局今回の、今説明をいただきまして、それ以上のものはなかったということが分かったんですけれども、受け止め方としては、今までの感染防止とその影響で全国の観光地、激減しておりますので、観光客が。そのことで第6波、最近ではそれが終わって今度は第7波の心配もありますが、アフターコロナに向けての動きが全国的にもいろいろありますと。

そこで、美濃市でも6月から観光、宿泊の誘客目的で予定された週末ごとの花火打ち上げの事業が、一般的な花火大会ではなくて限られた予算内の、しかもその回数と規模からどの程度の安全対策かということについての関連であったということで、今説明を受けましたので、ここで知ることと同時に理解できましたので、ありがとうございました。これで終わります。

○議長（佐藤好夫君） 通告による質疑は終了いたしました。

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐藤好夫君） ほかに質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題の9案件については、委員会付託を省略したいと思います

す。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議はないものと認めます。よって、ただいま議題の9案件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

9番 辻文男君。

○9番（辻 文男君） 今議会に提出されました承第2号 専決処分の承認についての反対討論を行います。

先ほどの議案説明の後に行った質疑の答弁では、専決は時間的な余裕がなかった、そういったとまがなかったから専決をしましたということ、それから市長公室の創設に当たっては、庁内の意思の伝達や諸事業を円滑に進めていくために部長職を持つ者が必要だということで市長公室をつくられたと、こういうお話でございました。

先ほどもちょっと言いましたけど、地方自治法の158条、内部組織の編成という項の中では、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務について条例で定めるということを規定しておりますが、これに関わる総務省の通知もありまして、平成15年7月17日に出ている通知なんですけど、地方公共団体の内部組織の編成に当たっては、その事務及び事業の運営が簡素かつ効率的なものとなるよう十分配慮しなければならないものである、すなわち組織の改編を行うに当たっては、社会的、経済的情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多様なニーズに即応した施策を総合的かつ機動的に展開できるような見直しを行うとともに、既存の組織についても従来の在り方にとらわれることなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとされたいというような通達が出ています。

こうした要件を満たすには、先ほど副市長のほうの説明もありましたけど、専決でやらないかんような、そういう急に出さないかんことではなくて、既に、簡単なことを言えば、3期目を当選された武藤市長が、その後、第6次総合計画も含めて案に案を練った中でのそういった市長公室であるならば、やはりもっと早い時期に条例改正を出して、3月の定例会あたりに出すというのが本来の在り方ではないかというふうに思っております。

そしてもう一つは、期間がなかったという、議会を開くいとまがなかったというお話がございました。これについては、3月23日に第1回の定例会が終わった後に、職員さんへの内示もあったり新聞報道もありまして、翌24日には市民の皆さんに組織機構、人事の異動が発表された。そこで議決案件だということに振り替えれば、まだ3月31日までには、先ほどは議会を招集するいとまがなかったということですからけれども、即やれば1週間以上の日にちもありませんし、いろんな物の本によれば、最低3日は必要であろうというようなことも考えれば、やはり開くことはできたんじゃないかという、この点が非常に残念なところであります。

専決が悪いと言っているわけではなくて、やはり法的なものの施行日が決まっていとい

うことになれば、これはやっぱり専決で対応するというのはやむを得ない、こういった専決は認められている179条の1項に相当する部分だと思えますけれども、こうした大事な組織機構に関わるもの、そういったものについては、やはり専決ではなくてちゃんとした条例として出していただきたいし、またそれを、日にちはあったにもかかわらず、例えば議会議長に対してこういった臨時会を開催する要請をするということもないまま専決に至ったというのは、ややもすれば議会軽視と思われるような行動ではなかったのかなということで、大変残念に思っています。

逆に179条に対して、じゃあ本当に時間がないのはいつなんだということを争うこともありまして、昭和55年9月16日に名古屋高裁ではこんな判決が出ているんですね。地方公共団体の長のした専決処分に179条第1項所定の要件を欠く瑕疵があっても、つまり開く時間があったのにそれを無視して専決してしまったと、これは一つの要件を欠いているというふうになると思うんですが、そういった場合であっても、後に議会の承認があれば、つまり今日ここで皆さんが問題なく承認しますよということにすると、開けた時間があったのに開かなかったという瑕疵を帳消しにするということ、つまり有瑕疵は治癒されるという判例もあります。

だから今回、私がここで皆さんにお願いしたいのは、今後もこういったことで何でも専決をやれば、議会でオーケーすれば、それが瑕疵が消されてしまう。こういうことをやってはいけないということで、ぜひ皆さんにはこの案件についての承認を見送るというか、承認できないという形を取っていただきたいことをここでお願いしたいと思います。

ちなみに、もしここで承認されないということになったとしても、条例改正は有効でありますし、何ら機構組織、人事に関しては影響が出ないということはもちろんです。ただ、長の政治的責任が残ることになりますので、これは市長がどういうふうに対応されるかということになると思います。

私はこんな思いの中で、議会軽視への歯止めとともに、議員として要件を欠いた専決処分への加担行為、これは議員が加担したということになるわけですから、そういった加担行為をしないためにも、議員の皆さんの承認を認めないといった判断に期待をして反対討論いたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤好夫君） 通告による討論は終了いたしました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） ほかに討論はないものと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより採決をいたします。

最初に承第2号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手多数であります。よって、承第2号はこれを承認することに決定

いたしました。

次に承第3号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第3号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第4号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第4号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第5号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第5号はこれを承認することに決定いたしました。

次に承第6号について、これを承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、承第6号はこれを承認することに決定いたしました。

次に議第33号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第33号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第34号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第34号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第35号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第35号は原案のとおり可決いたしました。

次に議第36号について、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（佐藤好夫君） 挙手全員であります。よって、議第36号は原案のとおり可決いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室に御参集ください。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時16分

○議長（佐藤好夫君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

第12 各常任委員会委員の選任

○議長（佐藤好夫君） 日程第12、各常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、総務産業建設常任委員会委員には、太田照彦君、岡部忠敏君、梅村辰郎君、松嶋哲也君、古田豊君、古田秀文君、豊澤正信君の以上7名を総務産業建設常任委員会委員をお願いいたします。

民生教育常任委員会委員には、山口育男君、永田知子君、須田盛也君、辻文男君、服部光由君、佐藤好夫の以上6名をそれぞれ指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤好夫君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時17分

再開 午前11時21分

○副議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の辞職許可について

○副議長（古田秀文君） 議長 佐藤好夫君から、休憩中に議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、本日の日程に議長の辞職許可についてを追加し、直ちに議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、13番 佐藤好夫君の退席を求めます。

〔13番 佐藤好夫君 退場〕

○副議長（古田秀文君） 議長の辞職願を事務局長に朗読いたさせます。

○議会事務局長（柴田勝己君） 辞職願。私は、このたび一身上の都合により美濃市議会議長の職を辞職したいので、地方自治法第108条の規定により許可くださるようお願いします。

令和4年5月11日、美濃市議会議長 佐藤好夫、美濃市議会副議長 古田秀文様。

○副議長（古田秀文君） お諮りいたします。13番 佐藤好夫君の議長の辞職を許可すること

に御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、13番 佐藤好夫君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

13番 佐藤好夫君の除斥を解きます。

〔13番 佐藤好夫君 入場〕

○副議長（古田秀文君） ここで、13番 佐藤好夫君から発言を求められておりますので、これを許可します。

13番 佐藤好夫君。

○13番（佐藤好夫君） 議長を辞職するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

昨年の5月、臨時議会におきまして皆様の温かい御支援をいただき、議長の職を拝命してから、早いもので1年が過ぎました。この間、皆様方には議会運営に格別なる御理解と御協力をいただきまして誠にありがとうございました。新型コロナウイルス感染拡大による状況ではありましたが、おかげさまで大過なくその任を終わらせていただきますことにつきまして、心から御礼を申し上げます。

議長を辞しましても美濃市の発展のため、一議員としてなお一層の努力を傾注する覚悟でございます。どうか今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻をいただきますよう心からお願いを申し上げ、お礼の挨拶とさせていただきます。1年間ありがとうございました。

議長の選挙

○副議長（古田秀文君） ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思ます。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（古田秀文君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○副議長（古田秀文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○副議長（古田秀文君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○副議長（古田秀文君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○副議長（古田秀文君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（古田秀文君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○副議長（古田秀文君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（古田秀文君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に5番 梅村辰郎君、6番 永田知子君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○副議長（古田秀文君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、古田秀文7票、山口育男君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、古田秀文が議長に当選しました。

ただいまの選挙において議長に当選しました古田秀文に、会議規則第31条第2項の規定により、議長に当選したことを告知いたします。

ここで、議長就任の挨拶を申し上げます。

○新議長（古田秀文君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま栄えある美濃市議会第72代の議長に御選任を賜り、心より感謝申し上げます。私にとりまして身に余る光栄に存じますとともに、その責任の重さをひしひしと感じている次第でございます。

早いもので、昨年5月の臨時議会におきまして副議長に御選任いただきましてから、はや1年が過ぎました。この間、新型コロナウイルス感染拡大における状況ではございましたが、微力ながら議長の補佐役として大過なくその職責を終えることができました。これもひとえに皆様方の温かい御支援のたまものと心より感謝申し上げます。

私は、今後議長として、議員各位の御理解と御支援を得ることを念頭に置いて、円滑なる議会運営と議会のさらなる活性化に努めてまいり所存でございます。我が国の地方自治の本旨は、議会と執行部は共に切磋琢磨して、社会福祉をはじめとした市民生活の向上に努めて

いくといういわゆる二元代表制にあると考えます。したがって、美濃市議会におきましても市長としっかりとした議論を重ね、市民のための施策を実践していくことが、明日の地方自治発展につながるものと確信をしております。

本市におきましては、依然として厳しい財政状況ではございますが、活力と魅力にあふれ、安全で住みやすいまちづくりを進めていくことが市民の皆様の一致した願いであるとの認識に立ち、その負託に応えるべく、皆様と共に頑張っている所存でございます。どうぞ今後とも議員の皆様方の温かい御支援並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

これより暫時休憩いたします。

休憩 午前11時38分

再開 午前11時41分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長の選挙

○議長（古田秀文君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。この際、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行いたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、直ちに選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古田秀文君） ただいまの出席議員数は13名であります。

投票用紙を配付いたさせます。

〔投票用紙配付〕

○議長（古田秀文君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（古田秀文君） 異状ないものと認めます。

投票方法を御説明いたします。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載し、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を命じます。

〔点呼・投票〕

○議長（古田秀文君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 投票漏れはないものと認めます。

投票を終了いたします。

〔投票箱閉鎖〕

○議長（古田秀文君） 議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（古田秀文君） ただいまから開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に8番 岡部忠敏君、9番 辻文男君の両君を指名いたします。立会人の立会いを求めます。

〔開 票〕

○議長（古田秀文君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは出席議員と符合いたします。

うち、有効投票13票、無効投票ゼロ票。

有効投票中、古田豊君7票、梅村辰郎君6票、以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、古田豊君が副議長に当選されました。

ただいまの選挙において副議長に当選されました古田豊君に、会議規則第31条第2項の規定により、副議長に当選されたことを告知いたします。

副議長 古田豊君の挨拶があります。

○新副議長（古田 豊君） 一言御挨拶を申し上げます。

ただいま皆様方の御推挙により副議長に当選させていただき、身に余る光栄に存じます。

美濃市は、現在厳しい行財政事情の中で、市民の負託に応える市議会の責務も一段と重いものがあります。そうした中、古田秀文議長の下、議会が公正で円滑に運営されますよう誠心誠意努力をいたす所存でございます。今後とも皆様方の格別の御指導と御鞭撻を賜りますよう心からお願いを申し上げます。簡単ではございますが、お礼とお願いの御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（古田秀文君） これより暫時休憩いたします。再開は午後1時からといたします。

なお、休憩時間中に全員協議会を開催いたしますので、合同委員会室へ御参集ください。

休憩 午前11時53分

再開 午後1時02分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、各常任委員会の正・副委員長が互選されましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会は、委員長に梅村辰郎君、副委員長に太田照彦君、民生教育常任委員会は、委員長に佐藤好夫君、副委員長に須田盛也君であります。

以上、報告いたします。

第13 議会運営委員会委員の選任

○議長（古田秀文君） 日程第13、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、13番 佐藤好夫君、12番 山口育男君、9番 辻文男君、5番 梅村辰郎君、2番 須田盛也君の以上5名を指名いたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました5名の諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

これより暫時休憩いたします。

なお、休憩時間中に議会運営委員会を開催いたしますので、議会運営委員の方は第一委員会室に御参集ください。

休憩 午後1時04分

再開 午後1時13分

○議長（古田秀文君） ただいまから休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会の正・副委員長が互選されましたので報告いたします。

議会運営委員会の委員長に山口育男君、副委員長に梅村辰郎君であります。

以上、報告いたします。

お諮りいたします。現在、設置されています総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

総合計画・地方創生特別委員会委員の選任

○議長（古田秀文君） 総合計画・地方創生特別委員会委員の選任を行います。

特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長より指名いたします。

名簿を配付いたさせます。

〔名簿配付〕

○議長（古田秀文君） ただいまお手元に配付いたしました名簿のとおり、総合計画・地方創生特別委員会委員に指名いたしたいと思っております。これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸

君を総合計画・地方創生特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会の議会閉会中の継続審査申出書の提出がありますので、配付いたさせます。

〔追加議案配付〕

○議長（古田秀文君） お諮りいたします。ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員会委員長から議会閉会中の継続審査申出書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、これを本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議会運営委員会の議会閉会中の継続審査について

○議長（古田秀文君） 議会運営委員会の議会閉会中の継続審査についてを議題といたします。議会運営委員会委員長から、お手元の申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。お諮りいたします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古田秀文君） 御異議がないものと認めます。よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会の宣告

○議長（古田秀文君） 以上をもって、この臨時会に付議された案件は全て議了いたしました。よって、本日の会議はこれをもって閉じ、令和4年第2回美濃市議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後1時17分

市長挨拶

○議長（古田秀文君） 閉会に当たり、市長の挨拶があります。

市長 武藤鉄弘君。

○市長（武藤鉄弘君） 本日の令和4年第2回美濃市議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本臨時会に提出いたしました各議案につきましては、慎重に御審議を賜り、原案のとおり御承認・議決をいただきましたこと、誠にありがとうございました。

本日の臨時会におきまして、正・副議長の選出並びに常任委員会をはじめ各委員会の委員の構成も行われたところでございます。議長には古田秀文議員、副議長には古田豊議員がそ

れぞれ御当選となり、誠におめでとうございます。議長をはじめ各委員の皆様には、市政進展のために格別の御尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

本日の臨時会で御審議をいただきました一般会計補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴い、事業継続が困難となりつつある市内の宿泊業や料理旅館業などの事業者を支援することで市内経済の活性化を図る事業、またロシアによるウクライナの侵攻の影響により原油の高騰が続く中で、生活や事業に困っている方への支援でございますので、早急に実施をしまいたいと考えております。

まだまだ新型コロナウイルス感染症の収束が見えてこない中、引き続き市民の皆様にはマスクの着用、手指消毒などの基本的な対策のほか、大人数や長時間での飲酒の自粛など、感染リスクが高まる場面の回避に取り組んでいただきますようお願い申し上げます。

また、特に若年層におきましては、3回目のワクチン接種が非常に進んでおりません。ぜひ皆様方からも安全性等々を確認した上で、3回目のワクチンの接種について御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、今回の感染状況によっては、国あるいは県の施策も変わってまいります。その都度、適時適切に対応してまいりますので、先ほど議会軽視という話もございましたけれども、直ちに実施するという事で補正予算等々を組む場合もございますので、御支援のほどよろしくお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、議員各位におかれましては、健康に御留意され、一層の御活躍をされますよう御祈念し、閉会の御挨拶とさせていただきます。今日は御苦勞さまでございました。ありがとうございました。

○議長（古田秀文君） 本日は長時間にわたり終始熱心に審議を賜りまして、誠にありがとうございました。どうか今後の議会運営におきましても一層の御支援と御協力を賜りますようお願いいたします。本日は御苦勞さまでした。

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年5月11日

美濃市議会議長 佐藤好夫

美濃市議会副議長 古田秀文

美濃市議会新議長 古田秀文

署名議員 岡部忠敏

署名議員 辻文男